

札監（住）第4－7号

令和8年(2026年)7月14日

請求人 X 様

札幌市監査委員	庄 司 正 史
同	愛 須 一 史
同	五十嵐 徳 美
同	丸 山 秀 樹

住民監査請求の取扱いについて（通知）

令和8年6月23日付けで、あなたから提出された地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）につきまして、請求の内容を法律上の要件に照らして審査した結果、下記の理由により住民監査請求として不適法であると判断されますので、これを受理せず、却下します。

記

1 本件請求の趣旨等

(1) 違法行為をしている組織

札幌市南区保健福祉部保護課（以下「保護課」という。）

(2) 請求の趣旨（違法不当な公金の支出）

保護課は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第29条に基づく金融機関への資産照会（以下「資産照会」という。）において、実際には存在しない返却済みの同意書（以下「返却済み同意書」という。）を「徴収して保管している」と虚偽の記載をした照会文を用い、金融機関を欺罔して個人情報を取得した。この違法な資産照会に対して、人件費や郵送費などの公金を支出した。このような行為は、自治法第242条に違反する。

(3) 求める措置

違法な資産照会に関わった職員の人件費相当額及び郵送料について、南区保健福祉部の責任において返還措置を講ずること及び今後の違法な照会業務の差し止めを求める。

(4) 請求の理由

保護課は、資産照会において、返却済み同意書について、「徴取の上、当福祉事務所において保管している」と記載した照会文を使用していた。

令和8年5月22日付けの審査請求に係る裁決書（以下「本件裁決書」という。）は、資産照会当時、実際には返却済み同意書を保管していなかった事実を認定しているにもかかわらず、その記載に至った経緯や当該記載の適法性について十分な検討を行わず、「同意書が不要であることから結論に左右しない」と判断している。

仮に資産照会に本人同意が法的要件ではないとしても、実際には保管していない返却済み同意書について「徴取の上、保管している」と事実と異なる記載をした照会文を使用し、外部機関を誤認させて情報取得を強行した行為は、行政手続の適正性を著しく欠くものである。

また、当該文言が単発の誤記ではなく、複数回にわたり継続して組織的に使用されていた経緯についても、札幌市から合理的な説明は行われていない。このような違法・不当な状態で実施された資産照会に公金（人件費、郵送費その他の事務経費）が支出されていることから、その支出の適法性及び妥当性について監査を求める。

(5) 支出の時期の特定及び請求期間（1年）の正当性について

ア 資産照会に係る支出時期について

令和3年2月4日付け及び令和4年8月4日付けの資産照会（以下、令和3年2月4日付けの資産照会を「本件照会①」と、令和4年8月4日付けの資産照会を「本件照会②」という。）に係る人件費、郵送費その他の事務経費（以下「人件費等」という。）

イ 請求期間（期間制限の例外）について

本件照会①及び②に係る人件費等の支出（以下、本件照会①に係る人件費等の支出を「本件支出①」と、本件照会②に係る人件費等の支出を「本件支出②」という。）からは1年を経過しているが、保護課が金融機関に対して「実在しない同意書を保管している」という虚偽の記載を用いて公金を支出していたという「違法行為の本質的瑕疵」については、本件裁決書を受領したことによって初めて認識するに至ったものである。

最高裁判所昭和62年2月20日判決等の趣旨に照らし、住民が正当な理由により、相当の注意を尽くしてもなお当該行為を知ることができなかった場合、請求期間の制限（1年）は「当該行為を知った時」から進行すると解される。したがって、令和8年5月22日から1年以内である本件請求は、自治法第242条第2項の規定を満たし、適法なものである。

2 監査委員の判断

(1) 請求人の主張について

請求人は、下記2点を主張していると解される。

ア 返却済みの同意書について、「徴取の上、保管している」と事実と異なる記載をした照会文を用いて金融機関に資産照会をした本件照会①及び②が違法不当であることから、本件支出①及び②が違法であること

イ 本件請求は、本件支出①及び②からいずれも1年を経過した請求であるが、自治法第242条第2項に規定する正当な理由があること

(2) 自治法が定める住民監査請求の期間について

ア 自治法の規定等について

住民監査請求の期間については、自治法第242条第2項において、「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない」と規定されている。

また、同項ただし書について、最高裁判所平成14年9月12日判決では、

「当該行為が秘密裡にされた場合には、同項ただし書にいう『正当な理由』の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。そして、このことは、当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合にも同様であると解すべきである。したがって、そのような場合には、上記正当な理由の有無は、特段の事情がない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである」とされている。

イ 本件請求についての検討

本件請求書に添付された「令和5年12月27日 保有個人情報開示決定通知書（第6785号）」で開示決定された保護課のケース記録（以下「本件ケース記録」という。）を見ると、本件照会①及び②を行ったことが記載されている。

そして、請求人は、本件ケース記録により保護課が本件照会①及び②を行っていることを把握できたのだから、本件ケース記録の開示を受けた時点で、相当の注意力をもって調査を尽くしていれば、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第76条第1項の規定に基づき、本件照会①及び②に係る照会文の開示を請求することができ、当該照会文の内容を知ることが可能だったといえる。

よって、上記アの判例でいう「相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたと解される時」については、本件請求書及びこれに添付された書類に照らせば、令和6年1月9日に本件ケース記録の開示を受けた後、本件ケース記録の記載内容を精査した上で、

本件照会①及び②に係る照会文の開示を請求し、これらが保護課から開示された時（開示決定等の期限については、個人情報保護法第 83 条第 1 項で開示請求があった日から原則として 30 日以内と規定しているが、札幌市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 47 号）第 4 条第 1 項でこれを原則として 14 日以内に短縮している。以下「知ることができた」と解された時」という。）であると認められる。

そして、この知ることができた」と解される時については、本件ケース記録の記載内容の十分な精査に必要と考えられる 2 か月間程度の期間に、本件照会①及び②に係る照会文の開示請求に要する事務処理等の期間を加えて、令和 6 年 4 月頃であると判断される。

また、同判例では「当該行為を知ることができた」と解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきもの」とされており、知ることができた」と解される時から相当の期間内に本件請求が行われていなければ、自治法が定める住民監査請求の期間を経過していることになる。なお、請求人は、「請求期間の制限（1 年）は『当該行為を知った時』から進行」として、令和 8 年 5 月 22 日から 1 年以内を住民監査請求が可能な期間であると主張しているが（上記 1 (5) イ）、同判例に照らすとこの解釈を採用することができない。

本件請求は、知ることができた」と解される時から 2 年以上が経過して行われており、「相当の期間内」に住民監査請求が行われていると認められないのは明らかである。

したがって、本件請求は、自治法が定める住民監査請求の期間を経過して行われており、不適法と判断する。

(3) 結論

以上により、本件請求は、その余の点を検討するまでもなく、不適法なものと判断するのが相当である。